

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局  
建築課において閲覧できます。

平成三十年二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十月六日奈良県指令建第一〇〇―一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年二月五日建第九一〇九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年二月五日建第五四〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷八六二番地一  
ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八  
番二の各一部

下水道 北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八  
八番二の各一部